

役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県みらい基金（以下、当財団という。）の理事、監事並びに評議員（以下「役員等」という。）が講師及び原稿執筆に対して第三者から受領する謝金に関する事項を定めることを目的とする。

(当財団主催の講師謝金)

第2条 役員等が、当財団の主催する講演会、セミナー、委員会又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）の講師及び助言等を行う協力者（以下「講師等」という。）を務めたときは、以下に定める金額で講師謝金を支払うことができる。

- (1) 当該役員が当財団の役職名以外の役職名で講師等を務めた場合 --- 1回につき最大3万円
- (2) 当該役員が当財団の役職名で講師等を務めた場合 --- 謝金は支払わない

(共催の講師謝金)

第3条 役員等が、当財団が他と共催する講演会等の講師等を務め、当財団が共催先から講師派遣料を收受したときは、理事長は下記各号による謝金を支払うこととする。

- (1) 当該役員が当財団の役職名以外の役職名で講師等を務めた場合 --- 收受した講師派遣料の80%
- (2) 当該役員が当財団の役職名で講師等を務めた場合 --- 謝金は支払わない

(その他の講演会の講師謝金)

第4条 役員等が他の依頼による講演会等の講師を務め、依頼元から講師派遣料を收受したときは、理事長は下記各号による謝金を支払うこととする。

- (1) 当該役員が当財団の役職名以外の役職名で講師等を務めた場合 --- 收受した講師派遣料の80%
- (2) 当該役員が当財団の役職名で講師等を務めた場合 --- 謝金は支払わない

(原稿執筆謝金)

第5条 理事長及び執行理事の職にある理事を除く役員等が、当財団の発行する月刊誌又は書籍に執筆したときは、理事長は以下に定める金額で執筆謝金を支払うことができる。

- (1) 当該役員が当財団の役職名以外の役職名で原稿を執筆した場合 --- 第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額を上限とする金額
- (2) 当該役員が当財団の役職名で原稿を執筆した場合 --- 謝金は支払わない

(支出方法)

第7条 第2条から前条までの講師謝金及び原稿執筆謝金は、役員等が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支出する。ただし、口座への振込みによることができない場合は他の方法により支出することができる。

2 講師謝金及び原稿執筆謝金の支出にあたって、法令の定めることに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支出する。

(改廃)

第8条 この規則の改正は、理事会の議決を経て行う。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和4年6月10日より施行する。